

東洋大学

安全保障輸出管理の手引き

安全保障輸出管理実施手順

目次

・安全保障輸出管理とは	p.2
・規制の内容	p.4
・リスト規制一覧	p.6
・用語の説明	p.10
・FAQ	p.14
・東洋大学輸出管理体制	p.16
・輸出者等遵守基準	p.17
・行政制裁・刑罰・社会的影響	
・東洋大学における輸出管理の実施手順	p.18
・特定類型該当者の確認手続き	p.19
・輸出管理事前確認実施手順	p.21
・外国渡航に際してのチェックフロー	p.22
・外国取引に際してのチェックフロー	p.24
・外国人・特定類型該当者の受入れ・技術提供に際してのチェックフロー	p.26
・外国人・特定類型該当者の雇用に際してのチェックフロー	p.28
・外国・特定類型該当者への技術提供（論文投稿・E-mail・オンライン会議等）に際してのセルフチェックフロー	p.31
・法令・関連リンク・資料等	p.32

2020.4.1 発行

2021.9.17 更新

2026.4.1 更新



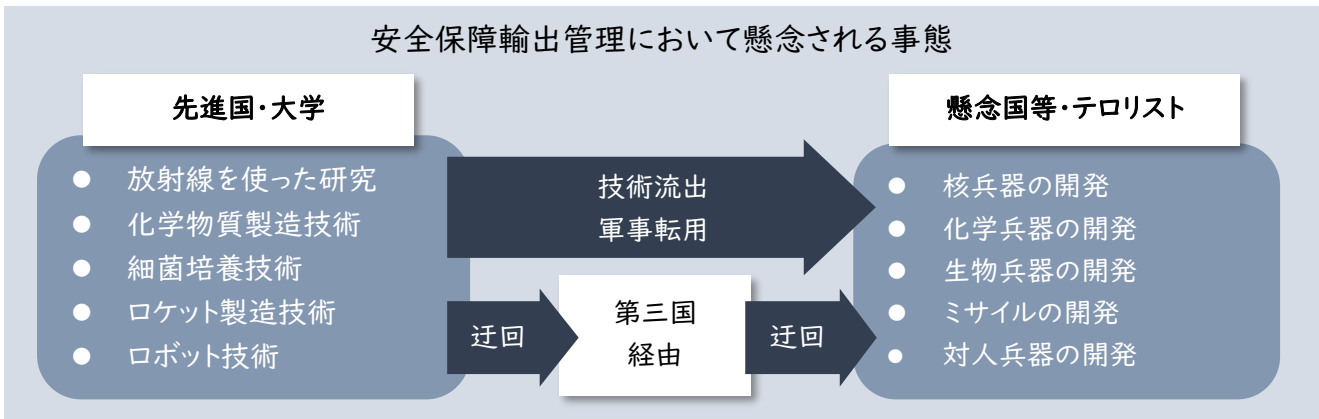
東洋大学

安全保障輸出管理とは

安全保障輸出管理とは、日本を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な貨物（装置・試料等）及び技術を大量破壊兵器の開発等を行っている国やテロリスト等の手に渡ることを防ぐための管理制度です。

安全保障輸出管理は国際的な枠組みに基づき行われています

先進国が有する高度な技術や貨物が、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル）を開発している国やテロリストに渡るなどの国際的な脅威を未然に防ぐために、先進国を中心とした枠組みに基づき、各国の定める法律の下、管理が行われています。



大学における研究活動も規制の対象になります

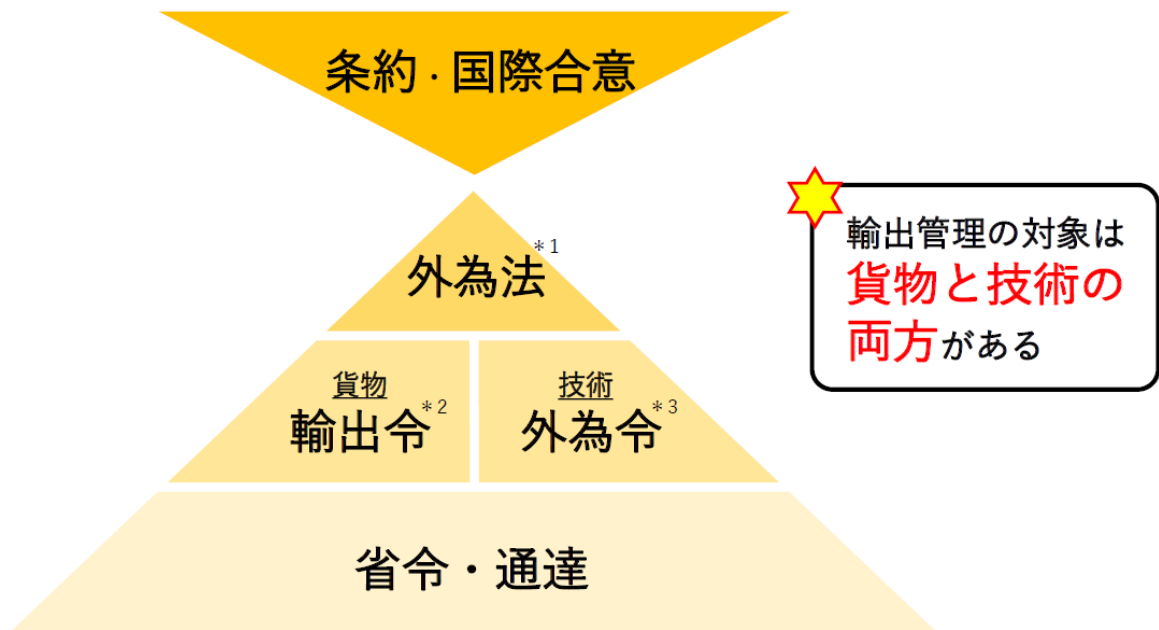
安全保障輸出管理では、「技術の提供・貨物の輸出」が規制の対象となります。

大学には関係ないと思われがちですが、以下のような研究活動において、技術の提供や貨物の輸出の機会があることから、大学も規制の対象となります。

主な機会	技術の提供・貨物の輸出の具体例
海外出張	講演会、ワークショップ、打合せ、現地での技術指導、サンプル品の送付・持出し、自作の研究機材を携行
外国の大学や企業との共同研究	実験装置の貸与、送付・持出し、会議、打合せ 技術情報を電子メールやUSBメモリ、FAXで提供
留学生・外国の研究者等の受入れ	実験装置の使用、試作、研究指導、技術指導、会議、打合せ 技術情報を電子メールやUSBメモリ、FAXで提供
研究試料などの送付・持出し	サンプル品の送付・持出し、自作の研究機材を携行
外国の研究者による施設見学	研究施設の見学、研究内容の説明 説明資料配付、実験装置の説明
参加者を限定した非公開の講演会・展示会	説明資料配付、サンプル品の提供・説明 技術情報をパネルにて展示
E-mail、オンライン会議	添付ファイル送信、ファイル共有

日本における安全保障輸出管理

日本においては、経済産業省が管轄する外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき規制されており、貨物の輸出又は技術の提供をする者には、組織的な管理が義務付けられています。



*1:外為法：外国為替及び外国貿易法 *2:輸出令：輸出貿易管理令 *3:外為令：外国為替令

■安全保障輸出管理の対象と国際的枠組み

項番	規制	項目	規制対象兵器	国際的枠組み	関連条約
1	リスト規制	武器	通常兵器	ワッセナー・アレンジメント	-
2		原子力	大量破壊兵器	原子力供給国グループ	核兵器不拡散条約
3		化学兵器		オーストラリア・グループ	化学兵器禁止条約
3の2		生物兵器			生物兵器禁止条約
4		ミサイル		ミサイル技術管理レジーム	-
5		先端材料	通常兵器	ワッセナー・アレンジメント	-
6		材料加工		キャッチオール規制 (食料や木材等を除く全て)	
7		エレクトロニクス			
8		電子計算機			
9		通信			
10		センサー等			
11		航法装置			
12		海洋関連			
13		推進装置			
14		その他			
15	機微品目				
16	キャッチオール規制 (食料・木材等除く全て)	大量破壊兵器 通常兵器			

規制の内容

外為法に基づく輸出規制は、リスト規制とキャッチオール規制から構成されています。

行おうとする技術の提供又は貨物の輸出（これらをまとめて「取引」という）がいずれかの規制の要件に該当する場合は、経済産業大臣の事前の許可が必要となります。

① リスト規制（6～9 ページ参照）

リスト規制は取引対象の貨物・技術に着目した規制です。輸出先・提供相手など需要者等は関係ありません。

武器及び大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれの高い貨物がリスト化されており、このリストの対象となる技術を提供又は貨物を輸出する場合に、許可が必要となります。

本学の運用では、まず「リスト規制一覧」（6・7 ページ参照）に該当の項目のいずれかに当てはまるかどうかを確認し（事前確認）、いずれかの項目に当てはまる技術を提供又は貨物を輸出する場合には、取引審査の手続きを必要としています。

「リスト規制一覧」の項目のうち、さらに詳細なスペックに該当するかどうかの判定（該非判定）は、取引審査票に基づき取引審査の中で行います。

1. リスト規制貨物：輸出貿易管理令（輸出令）別表第1の1～15の項

武器及び大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれの高い技術や貨物に該当する場合には、輸出等の仕向地にかかわらず経済産業大臣の事前許可が必要になります。

2. リスト規制技術：外国為替令（外為令）別表の1～15の項

リスト規制貨物に関係する技術が規制されますが、一部、プログラムなど、リスト規制貨物に直接関係せず、技術単独で規制の対象となっているリスト規制技術（はみ出し技術）も存在するので注意が必要です。

■リスト規制対象

項番	項目	項番	項目	項番	項目
1	武器	5	先端材料	10	センサー等
2	原子力	6	材料加工	11	航法装置
3	化学兵器	7	エレクトロニクス	12	海洋関連
3の2	生物兵器	8	電子計算機	13	推進装置
4	ミサイル	9	通信	14	その他
				15	機微品目

② キャッチオール規制

リスト規制に該当しない場合でも、別途キャッチオール規制の確認が必要です。キャッチオール規制は、その名の通り、木材や食料品以外のほぼすべての貨物及びその技術の取引（公知の技術を提供する取引又は技術を公知するために当該技術を提供する取引を除く）が対象となるもので、取引の需要者等と用途に着目した規制です。以下の2つの規制のそれぞれの要件に該当する場合のみ規制の対象となります。

1. 枠組み

■大量破壊兵器等キャッチオール規制

原則として需要者等が輸出管理を厳格に実施している国（グループA）以外の国へ貨物の輸出・技術の提供を行う場合が対象で、その貨物や技術の「需要者」や「用途」からみて大量破壊兵器等の開発等に用いられる懸念がある場合に規制されます。

■通常兵器キャッチオール規制

原則として需要者等が輸出管理を厳格に実施している国（グループA）以外の国へ貨物の輸出・技術の提供を行う場合が対象で、その貨物や技術の「需要者」や「用途」からみて通常兵器の開発等に用いられる懸念がある場合に規制されます。

基本的には国連武器禁輸国のみを対象としていますが、特定品目（★）については一般国も対象です。

★特定品目

以下が特定品目ですが、本学の運用においては、品目を問わず下記の「要件」に該当する場合は、取引審査の中で慎重に検討いたします。

①工作機械	④航空機、宇宙飛行体、部品
②レーダー、航行用無線機器、無線遠隔制御機器	⑤航行用機器
③集積回路	⑥検査用の機器

2. 要件

■需要者要件

需要者等が、大量破壊兵器又は通常兵器の開発等を行う、又は行った者かによって判断します。具体的には需要者等が「外国ユーザーリスト」に掲載され且つ懸念区分が合致する場合や、取引に際して入手した資料等で大量破壊兵器又は通常兵器の開発等を行う、又は行った者と確認できた場合に該当します。
※需要者等から大量破壊兵器又は通常兵器の開発等を行う又は行った旨の連絡を受けたときも該当

■用途要件

取引の相手先との通常の商習慣におけるやり取りの範囲において、提供しようとする貨物(技術)が、大量破壊兵器等の開発等（別表行為を含む）又は通常兵器の開発等に用いられることとなる旨の連絡があった場合に該当します。

■インフォーム要件

提供しようとする貨物(技術)が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるとして、経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合に該当します。これについては受動的な要件ですが、万が一経済産業省から当該通知を受けた場合は、直ちに事務局へ報告してください。

対象国	グループA	一般国（グループA・国連武器禁輸国等以外）	国連武器禁輸国
大量破壊兵器	※	※需要者要件・用途要件	※需要者要件・用途要件
通常兵器	特定品目	※	※需要者要件・用途要件
	その他	※	※

※いずれも、インフォーム要件の対象です。

リスト規制一覧 (2026年2月14日時点)

【1 武器】から【4 ミサイル】までが大量破壊兵器等・通常兵器に関わるリスト規制貨物、
【5 先端材料】から【15 機微品目】までがそれ以外のリスト規制貨物です。

「リスト規制一覧」は、リスト規制の対象となる「輸出管理令別表第一」の貨物のリストです。対象の項目があってもスペックによっては非該当になります。また同じ貨物について、ある項目においてスペックを満たさない場合でも、別の項目ではスペックを満たす場合があるため、複数の項目について確認が必要な場合があります。

リスト規制貨物の「設計、製造若しくは使用に係る技術」もリスト規制の対象です。「技術」の規制の詳細は項ごとに外為令別表に定められており、以下の一覧に項番の色で概要を示しています。

赤:「使用に係る」技術も規制、黄:「使用に必要な」技術は規制、青:「使用」の技術は規制なし、白:技術の規制なし

項番	項目	項番	項目	項番	項目
1	武器	(26)	ジルコニウム	3の2	生物兵器
(1)	鉄砲・銃砲弾等	(27)	ふっ素製造用電解槽	(1)	軍用細菌製剤の原料
(2)	爆発物・発射装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(2)	細菌製剤用製造装置等
(3)	火薬類・軍用燃料	(29)	遠心力式鈞合試験機	1.	物理的封じ込め用装置、
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(30)	フィラメントワインディング装置等	2.	発酵槽等、3.遠心分離機、
(5)	指向性エネルギー兵器等	(31)	レーザー発振器	4.	クロスフローろ過用装置等、
(6)	運動エネルギー兵器等	(32)	質量分析計・イオン源	5.	凍結乾燥器、5の2.噴霧乾燥器、
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(33)	圧力計・ペローズ弁	6.	物理的封じ込め施設用防護装置、
(8)	軍用船舶等	(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	7.	粒子状物質吸入試験用装置、
(9)	軍用航空機等	(35)	真空ポンプ	8.	噴霧器・煙霧器等、
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(35の2)	スクロール型圧縮機・真空ポンプ	9.	核酸の合成又は核酸と核酸との結合
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(36)	直流電源装置	を行うための装置、	
(12)	軍用探照灯・制御装置	(37)	電子加速器・エックス線装置	10.	ペプチドの合成を行うための装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(38)	衝撃試験機	4	ミサイル
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(1)	ロケット・製造装置等
	化学物質混合物	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(42)	光電子増倍管	(3)	推進装置等
(16)	兵器製造用機械装置等	(43)	中性子発生装置	(4)	しごきスピニング加工機等
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(44)	遠隔操作のマニピュレーター	(5)	推進薬制御装置用
2	原子力	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	1.	サーボ弁、2.ポンプ、3.ガスタービン
(1)	核燃料物質・核原料物質	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(5の2)	ポンプ((5)-2)に使用できる軸受
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(47)	トリチウム	(6)	推進薬・原料
(3)	重水素・重水素化合物	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(7)	推進薬の製造・試験装置等
(4)	人造黒鉛	(49)	白金触媒	(8)	粉粒体用混合機等
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(50)	ヘリウム3	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(51)	レニウム等の一次製品	(10)	複合材料製造装置等
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(52)	防爆構造の容器	(11)	ノズル
(8)	周波数変換器等	3	化学兵器	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(13)	アイソスタックプレス・制御装置
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(14)	複合材用の炉・制御装置
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	1.	反応器、	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(11)	しごきスピニング加工機等	2.	貯蔵容器、	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等
(12)	1 数値制御工作機械、2 測定装置	3.	熱交換器・凝縮器等、	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	4.	蒸留塔・吸収塔等、	(18)	アビオニクス装置等
(14)	アイソスタックプレス等	5.	充填用機械、	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(15)	ロボット等	6.	かくはん機等、	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(16)	振動試験装置等	7.	弁等、	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	8.	多重管、	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(18)	ベリリウム	9.	ポンプ等、	(22)	ロケット搭載用電子計算機
(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	10.	焼却装置、	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(20)	ほう素10	11.	空気中の物質検知装置等	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・
(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	燃焼試験装置・環境試験装置、電子加速器他	
(22)	るつば			(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(23)	ハフニウム			(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(24)	リチウム			(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レドーム
(25)	タングステン				

■「**使用に係る**」技術：関連するすべての技術

「使用に係る」技術が規制されている場合、「修理」、「オーバーホール」、「分解修理」といった機能・性能に寄与する使用の他、「操作」、「据付」、「保守(点検)」といった使用も規制の対象になりますので、留学生など非居住者に「操作」を教えることも規制の対象です。

■「**使用に必要な**」技術：貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

「使用に必要な」技術が規制されている場合、「修理」、「オーバーホール」、「分解修理」といった機能・性能に寄与する使用が規制の対象となります。一方、「操作」、「据付」、「保守(点検)」といった使用は規制の対象とはなりませんので、留学生など非居住者に「操作」を教えることは規制対象外です。

■プログラム：リスト規制貨物を設計、製造、使用するためのプログラムは項目によっては規制の対象となります。

項番	項目	項番	項目	項番	項目
5	先端材料	(15の3)	極低温用に設計した冷却装置・部分品	(14)	光検出器・光学部品材料物質他
(1)	ふっ素化合物製品	(16)	半導体製造装置等	11	航法装置
(3)	芳香族ポリイミド製品	(17)	マスク・レチクル等	(1)	加速度計等
(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具	(17の2)	マスクの製造に用いられる基材	(2)	ジャイロ스코ープ等
(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置等	(18)	半導体基板	(3)	慣性航行装置
(6)	金属磁性材料	(19)	レジスト	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム、電波受信機、航空機用高度計等
(7)	ウランチタン合金・タングステン合金	(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物、燐・砒素他の有機化合物	(4の2)	水中ソナー航法装置等
(8)	超電導材料	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化物	(5)	(1)~(4の2)までの試験・製造装置他
(10)	潤滑剤	(22)	炭化けい素等	12	海洋関連
(11)	振動防止用液体	(23)	多結晶の基板	(1)	潜水艇
(12)	冷媒用液体	(24)	シリコン又はゲルマニウムのふっ化物、水素化物又は塩化物	(2)	船舶の部分品・附属装置
(13)	セラミック粉末	(25)	シリコン、シリコンの酸化物、ゲルマニウム若しくはゲルマニウムの酸化物又はこれらの基板若しくはインゴット、ブール等	(3)	水中回収装置
(14)	セラミック複合材料	8	電子計算機	(4)	水中用の照明装置
(15)	ポリジオルガノシラン・ポリシラザン他	(1)	電子計算機等	(5)	水中ロボット
(16)	ビスマレイミド・芳香族ポリアミドイミド他	9	通信	(6)	密閉動力装置
(17)	ふっ化ポリイミド等	(1)	伝送通信装置等	(7)	回流水槽
(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等	(2)	電子交換装置	(8)	浮力材
(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸グアニジン他	(3)	通信用光ファイバー	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式の自給式潜水用具
(20)	ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金の粉、耐火性のある金属・合金の粉	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(10)	妨害用水中音響装置
6	材料加工	(5の2)	監視用方向探知器等	13	推進装置
(1)	軸受等	(5の3)	無線通信傍受装置、通信妨害装置等	(1)	ガスタービンエンジン等
(2)	数値制御工作機械	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(3)	歯車製造用工作機械	(5の5)	インターネット利用通信監視装置等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	(6)	(1)~(3)、(5)~(5の5)までの設計用・製造用・測定・試験装置等	(3)	ロケット推進装置等
(5)	コーティング装置等	(7)	暗号装置等	(4)	無人航空機等
(6)	測定装置等	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	(1)~(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(7)	ロボット等	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	14	その他
(8)	フィードバック装置他	(11)	(7)(8)(10)の設計用・製造用・測定装置	(1)	粉末状の金属燃料
(9)	絞リスピニング加工機	10	センサー等	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(10)	積層造形用装置又はその部分品	(1)	水中探知装置等	(3)	ディーゼルエンジン等
7	エレクトロニクス	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	自給式潜水用具等
(1)	集積回路	(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	航空機輸送土木機械等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(4)	電子式のカメラ等	(7)	ロボット・制御装置等
(3)	信号処理装置等	(5)	反射鏡	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(6)	宇宙用光学部品等	(10)	簡易爆発装置の除去等の装置等
(5)	超電導電磁石	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(11)	爆発物探知装置
(6)	一次セル・二次セル、太陽電池セル	(7の2)	非球面光学素子	15	機微品目
(7)	高電圧用コンデンサ	(8)	レーザー発振器等	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8)	エンコーダ又はその部分品	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(2)	電波・赤外線吸収材・導電性高分子
(8の2)	サイリスター・バイン・サイリスターモジュール	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(3)	核熱源物質
(8の3)	電力制御用半導体素子	(9の2)	水中検知装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(8の4)	電気光学効果を利用する光変調器	(10)	重力計・重力勾配計	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(9)	サンプリングオシロスコープ	(11)	レーザー等	(5)	水中探知装置等
(10)	アナログデジタル変換器	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(6)	宇宙用光検出器
(10の2)	FPLDを組み込んだモジュール、組立品又は装置	(12)	光反射率測定装置他	(7)	送信パルス幅100ナノ秒以下のレーザー
(11)	デジタル方式の記録装置	(13)	重力計製造装置・校正装置	(8)	潜水艇
(12)	信号発生器			(9)	船舶用防音装置
(13)	周波数分析器			(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(14)	ネットワークアナライザー				
(15)	原子周波数標準器				
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置				

【技術の輸出に関する例外規定】

リスト規制技術に該当する場合であっても、例外的に許可が不要とされる場合があります。

一例を下記に示しますが、その他の例外は事前確認ではなく取引審査の中で適用の可否を検討いたします。

■公知の技術を提供する取引又は公知とするために技術を提供する取引

・以下のとおり例示されています。「公知」に当たるには、需要者等が特定の組織などに限定されない（不特定多数）という点が重要です。

- ① 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
- ② 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- ③ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
- ④ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
- ⑤ 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

・具体的には以下のようなケースが考えられます。

- ① 不特定多数の者に閲覧可能とするための論文・学会発表等（守秘義務を課す場合は例外適用不可）
- ② 不特定多数の者が閲覧可能な WEB サイトへの掲載
- ③ 市販された教科書を用いるなど、公表された情報を用いて行う講義や実習

■公知の例外の対象外

・一方で、以下のようなケースは、この例外には該当しません。

- ① 化学物質の化学式は公知であったとしても、当該化学物質を製造するための個別の製法、製造工程、諸条件などが公知となっていない場合
- ② 論文等で発表するために投稿中（未公開）の技術を外国又は非居住者又は特定類型該当者に提供する場合

・また、外為法でいう「公知の技術」とは「不特定多数の者に公開されている技術又は不特定多数の者が入手可能な技術」とされており、守秘義務の有無にかかわらず特定の者しか知りえない場合は「公知である」とは判断されません。この点、特許法の新規性判断における「公知」とは概念が異なりますのでご注意ください。

- ① 修論発表会の参加者にしか公開されていない技術（守秘義務の有無を問わない）
 - 当該研究科の者しか知りえないため「公知である」とはいえない
- ② 学会誌として公開する前の研究会での研究発表（守秘義務の有無を問わない）
 - 研究会参加メンバーしか知りえないため「公知である」とはいえない

【貨物と技術の取り扱いの違い】

■リスト規制貨物

・リスト規制貨物は、相手に提供するつもりがなくても（自分で使うつもりの手持ちの荷物であっても）、国境をまたぐ場合は規制の対象です。

■リスト規制技術

・リスト規制技術は、外国において提供する意思や目的がある場合は、規制の対象ですが、そうでない場合は規制の対象外です。研究データの入った市販のノート PC は、物としてはリスト規制対象とはなりませんが、その中に入った技術は、それを提供する意思がある場合は規制の対象となります。

なお、リスト規制技術は口頭での提供であっても規制の対象となります。（キャッチオール規制は、口頭は対象外）

読み替えが必要な用語

「リスト規制一覧」の項目は、外為法上の用語で掲載されています。次のページの表の例にある通り、外為法上の用語から一般的な用語に読み替えが必要な場合がありますので、ご注意ください。

読み替えが必要な用語一覧

法令上の用語	同義語、類義語、関連用語の例	法令上の用語	同義語、類義語、関連用語の例
アイソスタックプレス	高圧常温型圧縮成型機	ストリーク・フレーミングカメラ	超高速光検出器
圧縮機	コンプレッサ	スピンドル	シャフト、主軸
アナログデジタル変換器	AD 変換機、AD コンバータ	積層造形を行う装置、積層造形の能力を有する装置	3D プリンター
安全キャビネット	バイオセーフティキャビネット、バイオハザード対策用キャビネット	線形可変差動変圧器 (LVDT) を用いた測定装置	電気マイクロメーター
一次セル	乾電池	測定装置	試験装置、分析装置、解析装置
一次冷却材を循環させるポンプ又は循環装置	Reactor Coolant Pump (RCP)、インターナルポンプ、再循環ポンプ、Reactor Internal Pump (RIP)	多孔質金属	ポーラス金属
イメージ増強管	アイアイ、マルチチャンネルプレート	炭素繊維	カーボンファイバー
ウラン	ウランウム	超電導	超伝導
遠心力式釣合い試験機	遠心力式バランス測定機	直流電源装置	バッテリー、直流安定化電源装置、直流無停電電源装置、整流器、スイッチング電源、DC-DC コンバータ
加速度計	加速度センサー	貯蔵容器	貯蔵タンク、貯槽、容器
キャンドポンプ	キャンドモーター	中性子検出器	ニュートロン・ディテクター、放射線検出器
空気中の物質を検知する装置	ガス検知(警報)器・システム、ガスモニター	電子計算機又は数値制御装置により制御される測定装置	座標測定機、三次元測定機
軍用航空機	戦闘機、攻撃機、偵察機	電子計算機	コンピュータ
原子周波数標準器	原子時計	凍結乾燥機	フリーズドライ
原子炉圧力容器	Reactor Pressure Vessel (RPV)	二次セル	充電式電池、蓄電池
原子炉制御棒駆動機構	Control Rod Drive (CRD)、Fine Motion Control Rod Drive (FMCRD)	ネットワークアナライザー	高周波回路測定器
原子炉への燃料装荷、取出装置	燃料取扱機、Fuel Handling Machine (FHM)	歯車製造用の工作機械	歯切り機、ホブ盤
原子炉容器	Reactor Vessel (RV)	発酵槽	培養槽
高圧蒸気滅菌装置	オートクレーブ	発光ダイオード	LED
工作機械	マシンツール、マシニングセンター	反応器	リアクター
高速度の撮影が可能なカメラ	ハイスピードカメラ	光検出器	受光素子、フォトダイオード、フォトトランジスタ、フォト IC
光電子増倍管	フォトマルチプライヤー、ホトマル、PMT	非接触型の測定装置	リニアスケール、リニアエンコーダ、リニアゲージ
航法装置	navigation system、ナビゲーションシステム	フォーカルプレーンアレー	エリアセンサー、CCD 検出器
固体カメラ	CCD カメラ、CMOS カメラ	フォーカルプレーンアレーを組み込んだカメラ	赤外線カメラ
固体撮像素子	CCD、CMOS	ふっ化ポリイミド	フッ化ポリイミド
混合機	押出機	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	陽圧防護服・装置
ジェットミル	気流式微粉碎機	プリプレグ	繊維強化プラスチック (CFRP 炭素繊維強化プラスチック)、GFRP (ガラス繊維強化プラスチック)
軸受	ベアリング	噴霧乾燥器	スプレードライヤー
しごきスピニング加工機	へら絞り加工機	噴霧器	スプレーヤー、スプレイヤー、スプレーヤー、スプレー
姿勢制御装置	Reaction Control System (RCS)	ペイロード	積載重量
質量分析計	マススペクトロメーター	弁	バルブ
集積回路	IC、Monolithic IC、Hybrid IC、チップ、LSI、System on a Chip (SoC)、Multi Chip Module (MCM)、MPU、CPU、MCU	ほう素	ホウ素、boron
周波数分析器	スペクトル・アナライザー	マイクロ波用機器	マイクロ波の発振器と受信機がセットになったもの
周波数変換器	インバータ、コンバータ、電流三相保護リレー試験器、三相電力用試験装置、UPS、無停電電源装置、交流安定化電源装置、CVCF、VVVF、パワーコンディショナー	ミリ波用機器	ミリ波の発振器と受信機がセットになったもの
照射済み核燃料物質等の溶解のために特に設計又は製造された臨界安全槽	溶解槽	無人航空機	UAV、ドローン、マルチコプター
ジルコニウム化合物	ジルコニア、炭酸ジルコニウム、水酸化ジルコニウム	有機繊維	セルロースファイバー、セルロースナノファイバー、グリーンコンポジット
真空ポンプ	バキュームポンプ	溶媒抽出装置	ミキサセトラ、パルスカラム、遠心抽出器
信号発生器	シグナル・ジェネレーター	粒子状物質の吸入の試験用の装置	吸入・暴露実験施設、動物実験施設、暴露チャンバー
人造黒鉛	合成グラファイト、合成黒鉛	レーザー光を用いて測定することができるもの	レーザー干渉計
侵入プログラム	マルウェア	レジスト	保護膜、感光性樹脂、フォトレジスト、感光性高温パシベーション膜
水中探知装置	ソナー	ロケット用のアピオニクス装置	ロケット用 GPS
スイッチングを行う機能を有する組立品	光サイリスタ、IGBT、整流ダイオード		

用語の説明

安全保障輸出管理における用語を以下に説明します。

① 輸出：貨物の輸出・技術の提供

■貨物の輸出

外国に貨物を出す行為は、その貨物の形態、輸送の方法、有償・無償に関わらず、外為法上は全て「輸出」として扱われ、規制の対象となります。自分の所持品であっても、外為法の定義上は輸出として扱われます。

- 例) ①外国企業へのサンプルの提供
②展示会への出展に伴う展示品の送付
③外国の現地調査に伴う研究機器の海外輸送、携行

■技術の提供

外国において技術を提供することを目的とする取引、又は国内において非居住者若しくは特定類型該当者に提供することを目的とする取引は、外為法上の「輸出」として扱われ、規制の対象となります。また、これらを目的として技術情報が記録された記録媒体(論文等)を輸出する行為、電気通信(電子メール等)により送信する行為も規制の対象となります。

- 例) ①外国からの招聘研究者(非居住者)に研究内容(リスト規制技術を含む)を説明する
②留学生にスーパーコンピューターの設計に関する資料を提供する
③外国での学会発表とは別に予定されている個別の打合せにおいて、外国企業等に研究内容(リスト規制技術を含む)を説明する
④外国の研究者に E-mail で研究内容(リスト規制技術を含む)に関する資料を提供する

② 居住者・非居住者

外為法上、居住者・非居住者は右の図の通り判定されます。

国内においても、居住者から非居住者への貨物の輸出・技術の提供は「輸出」として取り扱われます。

理屈としては、入国後6ヶ月経過した懸念国出身の留学生に対して、安全保障上懸念される技術を提供することは、外為法上は問題ないこととなりますが、社会的責任に照らして妥当かどうかを大学として別途判断する必要があります。

居住者及び非居住者の判定

居住者	非居住者
日本人の場合 ①: <u>日本の在外公館に勤務する者</u> ②: ①③④⑤を除く全ての日本人	日本人の場合 ③: <u>外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者</u> ④: <u>2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者</u> ⑤: <u>出国後外国に2年以上滞在している者</u> ⑥: <u>上記③～⑤に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者</u>
外国人の場合 ⑦: <u>我が国にある事務所に勤務する者</u> ⑧: <u>我が国に入国後6月以上経過している者</u>	外国人の場合 ⑨: <u>外国政府又は国際機関の公務を帯びる者</u> ⑩: <u>外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人(外国において任命又は雇用された者に限る)</u> ⑪: ⑦から⑩を除く全ての外国人
法人等の場合 ⑫: <u>外国法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所</u> ⑬: <u>我が国の在外公館</u> ⑭: ⑬⑮を除く日本法人等	法人等の場合 ⑮: <u>日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所</u> ⑯: <u>我が国にある外国政府の公館及び国際機関</u> ⑰: ⑯⑰を除く外国法人等

※上記規定はそれぞれ、赤下線、青下線、下線無しの順に適用し、居住性を判断する。

※上記によらず、アメリカ合衆国軍隊、国際連合の軍隊及びこれらの構成員等は非居住者。




③ みなし輸出管理(特定類型アプローチ)

居住者から居住者への技術の提供であっても、受領者となる居住者(自然人に限る。)が非居住者の影響を強く受けている状態(「特定類型」という。)にある場合は、その取引は「輸出」とみなされます。

「特定類型該当者」への技術の提供は、相手が居住者(日本人や、長期滞在の外国人を含む)であっても「輸出」として扱われ、規制の対象となりますので、技術を提供しようとしている相手が「特定類型該当者」の場合は、事前確認等の手続きが必要です。

なお、「特定類型該当者」であっても、その者への技術の提供が「輸出」とみなされるだけです。そのうえでリスト規制・キャッチオール規制に該当するか否かを判断し、規制に該当しなければ取引は可能です。

■特定類型該当者の具体例とその判断方法

特定類型	特定類型①	特定類型②	特定類型③
該当者	外国政府等又は外国法人等との契約に基づき支配下にある者 	外国政府等との経済的利益に基づき実質的な支配下にある者 	外国政府等の指示の下で行動する者 
具体例 ●該当 ×非該当	<ul style="list-style-type: none"> ●外国大学と兼業(クロスアポイントメントを含む)をしている本邦大学の教職員 ●外国企業に勤務している社会人学生 ×外資系企業に勤務している社会人学生 	<ul style="list-style-type: none"> ●外国政府から留学資金の提供を受けている学生 ●外国政府から、多額の研究資金や生活費の提供を、<u>個人として</u>受けている研究者 ×外国政府の事業等に基づく多額の研究資金を、<u>大学として</u>受けている研究者 	●スパイ(該当が疑われる者については、経済産業省が大学等に連絡することを想定)
例外・対象外	外国政府等又は外国法人等と、本邦法人又は特定類型該当者との間で、本邦法人の指揮命令権が優先する関係にあることを合意している場合	当該者の年間所得のうち25%未満の金銭その他の受領	外国の国家情報活動について、法律上協力義務が課されているだけの一般の国民
判断方法	<p>(1)提供者の指揮命令下でない場合(大学院生・留学生等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引を実施するまでの間に商習慣上当該取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面(「契約書等」という。)において記載された情報から特定類型に該当することが明らかか否か ・入学願書等通常取得する書面に記載された情報から特定類型に該当することが明らかか否か <p>(2)提供者の指揮命令下にある場合(非常勤を含む教員・職員、研究支援者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定類型該当性を、自己申告によって確認(雇用時に誓約書を提出させる) ・指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型に該当することとなった場合に、報告することを義務付け <p>特定類型①②③に該当する可能性があると、経済産業省から連絡があった場合</p>		<p>提供者の指揮命令下にあってもなくても</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引を実施するまでの間に契約書等において記載された情報から特定類型③に該当することが明らかか否か

※外国政府等:外国の政府・政府機関・地方公共団体・中央銀行・政党その他の政治団体

※外国法人等:外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体(その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く)

■特定類型該当者の確認

日本人であっても「特定類型該当者」となりえますので、理屈上は都度確認が必要ですが、都度相手に対して「特定類型該当者」であるかどうかを個別に確認することは困難なため、上記「判断方法」のように、人の受入れの際の他、状況に変更の可能性がある際に、「特定類型該当者」かどうかを確認し、その結果に基づき輸出管理における事前確認が必要となるかを判断します。

④ 需要者等

■技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人
みなし輸出管理の導入に伴い、単に取引の相手先だけでなく、その背後にいる真の需要者（技術を利用する
者、貨物の需要者）についても確認が必要となり、これらをまとめて「需要者等」というようになりました。

⑤ グループ A (旧呼称: ホワイト国) : 輸出令別表第3の地域

■輸出管理が適正に行われていると認められる国

アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、イギリス、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、
ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、大韓民国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、
ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポルトガル、ポーランド、ルクセンブルク

⑥ 国連武器禁輸国・地域: 輸出令別表第3の2の地域

■国連安全保障理事会で武器禁輸が決議されている国・地域

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン、南スーダン

⑦ 懸念国: 輸出令別表第4の地域

■大量破壊兵器を製造している懸念があるため、輸出規制が特に厳格にされている国

イラン、イラク、北朝鮮

⑧ 外国ユーザーリスト: 経済産業省が作成した文書等により規定されたリスト

■大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織

・外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織が属する国・地域(組織数) ※2025年10月9日時点

国・地域	組織数 (正味)	懸念区分				
		核兵器	化学兵器	生物兵器	ミサイル	通常兵器
イラン	257	154	40	42	187	81
北朝鮮	154	140	132	134	142	33
中国	127	32	8	10	108	62
パキスタン	103	89	8	10	53	0
ロシア	100	15	7	13	52	63
アラブ首長国連邦	29	15	2	2	16	0
香港	22	5	0	0	22	0
シリア	19	5	7	8	17	0
レバノン	9	0	9	9	9	0
台湾	5	2	1	1	4	0
エジプト	3	1	2	2	3	0
アフガニスタン	2	2	2	2	1	1
イエメン	2	0	0	0	2	0
インド	2	2	0	0	0	0
イスラエル	1	1	0	0	0	0

⑨ 大量破壊兵器等・通常兵器

■大量破壊兵器等: ①核兵器

②軍用の化学製剤

③軍用の細菌製剤

④軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置

⑤上記①②③④を300km以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機

※部分品を含む

■通常兵器: 大量破壊兵器等以外の兵器で、銃や爆弾、軍用車両、軍用航空機等の武器

⑩ 別表行為

大量破壊兵器等の開発等そのものではないが、大量破壊兵器等に関連する高い危険性を有する活動であるため、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件で、以下の行為が規制されています。

核関連	<ul style="list-style-type: none">・核燃料物質又は核原料物質の開発等・核融合に関する研究・原子炉(発電用軽水炉を除く)又はその部分品若しくは附属装置の開発等・重水の製造・核燃料物質の加工・核燃料物質の再処理
-----	---

⑪ 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関

軍隊又は国防、治安の維持若しくは安全保障等を目的とする機関(警察及び情報機関を含む。)及びこれらの機関に属する機関をいいます。国境警備や治安維持を目的とする組織、警察、諜報・防諜機関(暗号を管理する機関を含む)が含まれます。また、これらの機関に属する機関としては、軍、警察に附属する病院や研究所・試験所などが含まれます。

⑫ 該非判定

貨物の輸出や技術の提供を行う場合に、当該貨物(技術)がリスト規制に該当する貨物(技術)か否かの判定を行うことを該非判定といいます。輸出令別表第1の1~15の項の対象の貨物、外為令別表の1~15の項の対象の技術であっても、その機能・スペックによってリスト規制に該当するかもしれないかが分かれるため、貨物(技術)の機能・スペックがリスト規制の機能・スペックに該当するかを確認します。

判定にあたっては、メーカー等その技術又は貨物の詳細を把握している組織がある場合には、そこから該非判定書を入手したうえで判定します。該非判定書の入手が困難又は不要な場合は、当該技術又は貨物のスペックと、「貨物・技術一体化マトリクス表」を照らし合わせながら該非判定します。

【貨物・技術一体化マトリクス表 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html】

特定の項においてスペックを満たさない場合でも、同じ貨物(技術)について別の項では異なるスペックが定められているため、複数の項目について該非判定が必要な場合があります。また、法令上の用語は一般的な用語とは異なる場合があるため、貨物(技術)の内容に合わせて読み替える必要があります。

なお、その貨物(技術)がリスト規制に該当しないと判定されても、その取引がキャッチオール規制の対象となる可能性はありますので、キャッチオール規制の「需要者要件」「用途要件」の確認も必要です。

本学の運用においては、該非判定は取引審査の段階で行います。

⑬ 米国再輸出規制

安全保障輸出管理は、原則として外為法に基づき行われますが、例外的に米国による規制にも対応する必要があります。米国商務省が輸出管理法及び輸出管理規則(Export Administration Regulations:EAR)を定めており、既に日本にある貨物・ソフトウェア及び技術であっても、米国原産品を組み込んだ製品や、米国技術を利用して開発された技術等は、「米国原産品目等」とされ、日本からの再輸出であってもEARの適用を受けるからです。

某国の企業がエンティティリストに指定されたというニュースは、この米国再輸出規制に係る話です。

米国再輸出規制に反して、規制されている組織に米国原産品目等を輸出した場合、米国により、個人に対して罰金や禁固刑が科せられたり、本学全体を輸出等の取引権限が停止された者(取引権限停止者:Denied Persons)として指定されたりする可能性があります。

米国の規制組織の指定対象は、外為法に基づく外国ユーザーリストの対象とは異なりますので、外国ユーザーリストとは別に、米商務省国際貿易局の統合スクリーニングリスト(Consolidated Screening List、CSL)での確認が必要です。

【米商務省国際貿易局 CSL:<https://www.trade.gov/data-visualization/csl-search>】

FAQ

Q.1	教育は技術の提供に該当しますか。
A.1	教育も技術の提供には該当しますが、市販された教科書を用いた講義などであれば、公知の技術の提供に当たるため、役務許可を取得する必要はありません。但し、研究室で保有し、外に発表していないノウハウ、データやプログラムを用いて非居住者に指導を行う場合は、公知の技術の提供とは言えないため、その技術が外為法上の規制の対象であれば、許可申請が必要です。
Q.2	スーツケースに入れて通常持って行く機材のようなものは、リスト規制に該当していなければ、特に海外への持ち出しに問題がないと考えてよいでしょうか。
A.2	市販されているノートパソコンやスマートフォンについては、その大半が基本的にリスト規制非該当となりますので問題ありません。但し、自作の測定装置や旧式の撮影機材などでも、リスト規制のスペックに該当すれば規制の対象になります。また、リスト規制に該当しない貨物であってもキャッチオール規制の対象となる場合があるため注意が必要です。
Q.3	宅配業者に該非判定も含めて海外向け宅配便による発送をお願いする場合、気を付けるべきことはありますか。
A.3	必要な手続を教えてくれる業者もいますが、試験装置など複雑なものの該非判定は宅配業者では難しいのが現状です。また、宅配業者が誤った該非判定に基づき宅配したとしても、その責任は輸出者である本学が負うこととなります。そのため、貨物の具体的仕様を把握している者が該非判定を行う必要があります。
Q.4	自分で使う技術データや設計図面などは、海外出張に持って行って問題ないでしょうか。
A.4	自己使用目的で、誰にも提供せずに持ち帰ってくるのであれば、対外取引とみなされないため基本的に問題ありません。但し、誰かに提供するために持ち出す場合、技術データや設計図面などがリスト規制技術に該当していれば許可申請が必要です。
Q.5	海外で開催される学会での発表や、そのための原稿の送付、海外の雑誌への投稿も規制の対象になるのでしょうか。
A.5	研究成果などに係る技術を学会などの場を通じて、不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とするものであれば、例外が適用できるため規制の対象にはなりません。また、当該学会での質疑応答の内容については、公知とするために発表した技術の範囲内であれば同様に例外が適用できます。但し、学会参加者に守秘義務を課している場合や、特定企業への情報提供を目的とする講演会など、不特定多数の者が閲覧可能とならない場合には、この例外は適用できません。
Q.6	学会用の原稿を送付する場合は許可不要ということですが、機微なものでもよいのでしょうか。
A.6	不特定多数の者が入手又は閲覧可能とするために論文発表や学会発表などで公表することは、技術を公知とするための技術提供に当たるため、それがリスト規制に該当する技術であったとしても役務許可を取得する必要はありません。 但し、法令上の義務ではありませんが、一般公開を検討している原稿の中には大量破壊兵器の開発などにも転用可能な技術情報が含まれている場合もあるため、大量破壊兵器の拡散を防止するという社会的な側面、科学者倫理に基づく側面もご配慮いただき、一般公開の適否を慎重に検討していただくようお願いいたします。
Q.7	来日して6か月未満の留学生を企業との共同研究に含める可能性があります。その場合、気を付けるべきことはどのようなことでしょうか。
A.7	当該留学生は非居住者と整理されるため、共同研究の技術内容を確認する必要があります。非居住者に対し提供する技術がリスト規制やキャッチオール規制に該当するの可否かを判定し、外為法に基づき必要であれば許可を取得してから技術提供を行わなければなりません。 また、当該留学生が特定類型該当者に該当するかどうかの確認も必要です。居住者であっても特定類型該当者への技術の提供は、輸出として取り扱われますので、慎重な判断が求められます。

Q.8	日本に入国後6ヶ月が経過している留学生(居住者)が、夏休みなどの長期休暇で一時帰国し、再入国した場合には、非居住者になるのでしょうか。
A.8	居住者である留学生などが、大学の籍や日本国内の居所を残したまま帰国し、再入国した際は、引き続き「居住者」として整理されると考えられます。
Q.9	入国後6ヶ月以上経過した留学生については、どのような場合に許可申請が必要となりますか。
A.9	<p>入国後6ヶ月を超えると居住者扱いになりますので、当該留学生に技術提供を行う場合の許可申請は不要になります。但し、当該留学生が居住者として規制技術の提供を行う場合や、帰国時に外国において提供する目的で規制技術情報を持ち出す場合には許可申請が必要となります。</p> <p>なお、留学生が規制技術を提供しないか大学側がずっと監視したり、留学生が帰国する際に持ち物検査をしたりすることは現実的ではありませんので、当該留学生に大学で該当技術を提供している場合には、外国や非居住者に提供したり、持ち出したりする場合には許可が必要である事を留学生に注意喚起を徹底することが大切だと考えます。</p> <p>また、当該留学生が特定類型該当者に該当する場合は、居住者であっても技術の提供は、輸出として取り扱われますので、慎重な判断が求められます。</p>
Q.10	研究室の留学生等が行う研究において、リスト規制に該当する貨物を用いて研究に必要なデータを計測する必要があります。多くのデータが必要になるため、留学生等に操作方法を教えようと思いますが、この場合、該当貨物の使用等に必要な技術として役務許可申請が必要となるのでしょうか。なお、留学生等の研究内容はリスト規制には該当しない基礎的な研究です。
A.10	<p>基本的に、「必要な技術」とは、規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいいますので、非該当貨物と同等の操作技術は、「必要な技術」には当たらないと考えられます。従って、研究室で留学生等が行う研究で必要となる機器等の操作方法を教える程度のものであれば、一般的に、当該貨物の使用等に必要な技術には該当しないものと考えられます。</p> <p>但し、原子力専用品の使用技術など、「係る技術」として広く規制されているものもあります(p.6-7「リスト規制一覧」参照)のでご注意ください。該当貨物の取扱説明書の内容が、他の非該当貨物の取扱説明書と同様の内容であったとしても、メーカーが該当の使用の技術と判定している場合もあるので、しっかりと確認を行い、該当する技術が含まれている場合には、許可申請を行って下さい。</p>
Q.11	外国の機関や企業に懸念があるかどうか調べようがないのですがどうしたらよいでしょうか。
A.11	<p>相手先から入手したパンフレットや最終製品のカタログ、契約書、確認文書などを基に、核兵器の開発などを行う、又は行った旨の記載が無いか調べてください。その他、核兵器等の開発等の動向に関し作成している「外国ユーザーリスト」なども有効なソースです。</p> <p>なお、輸出者に対して特定の文書等の入手を義務づけられているわけではありませんが、通常の商慣習の範囲内で入手するであろう文書等の確認は必要です。また、およそ当該輸出者の取引実態から考えて、当該輸出者が確認すると考えられないもの(例:当該輸出者にとって特異な言語で書かれた文書や極めて大部な文書)までの確認不要です(但し、その内容を確認した場合には文書等として扱われる)。</p>
Q.12	大学等が、不特定多数の者を対象とするオンライン講座を行う場合、例外規定の適用は可能でしょうか。また、聴講者に対し、特定の聴講資格を設けているオンライン講座の場合には、例外規定の適用は可能でしょうか。
A.12	<p>特定の聴講資格を設けず、大学等の在学生だけでなく、聴講を希望する者は誰もが参加することができるオンライン講座については、不特定多数の者が入手又は聴講可能な講演会等と同等のものと考えられるため、例外規定の適用は可能と考えられます。</p> <p>また、聴講者に対し、特定の聴講資格を設けているオンライン講座の場合には、特定の者に対する技術の提供と同等と考えられることから、一般的に、例外規定の適用はできないと考えられます。例えば、在学生のみが聴講可能なオンライン講座は、一般的に、特定の聴講資格を設けているオンライン講座に当たり、例外規定の適用はできないと考えられます。但し、オンライン講座で提供する技術内容そのものが既に不特定多数の者に対して公開されている技術であれば、公知の技術の提供にあたるため、特定聴講資格者であっても例外規定の適用は可能と考えられます。</p>

東洋大学輸出管理体制

東洋大学では、以下のような全学的な安全保障輸出管理体制のもと、外為法上の許可申請の要否を組織として確認することで輸出管理を行います。



■最高責任者=理事長

「輸出者等遵守基準」(17 ページ参照)により組織の代表者を責任者に選任することが求められていることから、理事長が最高責任者となります。

■統括責任者=学長

輸出管理に関する実務を統括するものとして、学長が統括責任者となります。

■管理責任者=研究推進部長

輸出管理に関する事務を行うものとして、研究推進部長が管理責任者となります。

■部局管理責任者=各部、室の部長職(当該部局に事務部長を置く場合は事務部長)

各部局における輸出管理に関する事務を行うものとして、各部、室の部長職(当該部局に事務部長を置く場合は事務部長)が部局管理責任者となります。事前確認の承認のほか、対象の技術・貨物がリスト規制に該当するかは、研究者の所属するキャンパスの各部局で確認を行う必要があるため、該非判定の承認の役割も担います。

■輸出管理事務局=研究推進部産官学連携推進課

経済産業省への許可申請等、輸出管理に関する全学的な業務を行います。

輸出者等遵守基準

外為法では、輸出等を業として行う者（社会生活上、反復継続して行われる事務を行う者）は輸出者等遵守基準を遵守しなければならないと定められており、本学の安全保障輸出管理もこれに基づき運用されます。

■輸出者等遵守基準に定められている項目

①組織の代表者を輸出管理の責任者に選任、②輸出管理体制の構築、③該非判定の手続きの制定、④用途・需要者等確認の手続きの制定とその実施（需要者以外から用途・需要者確認に必要な情報を入手する場合には、信頼性を高めるための手続きの制定とその実施）、⑤輸出・提供時（出荷時）の貨物等の同一性確認、⑥監査、⑦研修、⑧子会社に対する指導・研修・業務体制・業務内容の確認体制・手続きの制定とその定期的な実施、⑨文書保存、⑩法令違反および法令違反を行ったおそれのあるときの経済産業大臣への報告と再発防止、⑪該非確認責任者の選任、⑫責任者・担当者への法令の周知・遵守の指導

■刑罰

遵守基準の違反状態が続き、勧告・命令にも違反すると、最高責任者に刑罰が科されます。

行政制裁・刑罰・社会的影響

外為法では、必要な許可を取得しないで、規制対象である技術の提供や貨物の輸出を行うなど、法令に違反した場合、行政制裁と刑罰が科されます。

行政制裁

■3年以内の、貨物の輸出・技術の提供の禁止

最悪の場合、論文の投稿等を含む一切の貨物の輸出・技術の提供ができなくなる可能性があります。

刑罰

■法人：10億円以下の罰金

外為法違反は、その影響が大きいことから、刑罰の中でも最も重い罰金が設定されています。

■個人：3,000万円以下の罰金

外為法違反は、法人に対する罰金と併せて、個人についても罰金が科されます。またその罰金額は刑罰の中でも最も重い額が設定されています。

■個人：10年以下の懲役

罰金と併せて、懲役も科される可能性があります。

社会的影響

■国際的信用の失墜

外為法は国際的な枠組みに基づき運用されています。日本から懸念国等に安全保障上懸念される技術（貨物）の流出があれば、日本のみならず世界全体の安全保障を脅かすことになり、日本の国際的信用を失墜することとなります。

■社会的信用の失墜

大学から懸念国等に安全保障上懸念される技術（貨物）の流出があれば、国内における社会的信用を失墜することとなり、大学に対する規制は一層強化され、研究を進めていくことがますます困難になる可能性があります。

東洋大学における輸出管理の実施手順

輸出管理では、すべての技術の提供、貨物の輸出を管理することが求められていますが、すべての取引を審査することは現実的ではありません。できる限り既存の事務手続きの中で輸出管理を実施できるよう、いくつかの段階に分けて輸出管理を行います。以下の手順に従って、輸出管理を行ってください。

なお、みなし輸出管理の明確化に伴い、国内での居住者への技術の提供であっても、相手が特定類型該当者の場合は輸出とみなされることとなりました。このため、技術を提供する取引（公知の技術を提供する取引又は技術を公知するために当該技術を提供する取引を除く）に際しては、取引相手の特定類型該当性確認が必要です。

① 特定類型該当者の確認手続き

次の「①特定類型該当性確認」の前段階として、大学院生や教職員が「特定類型」に該当するかどうかを、予め確認する手続きがあります。詳細は p.19-20 をご参照ください。

① 特定類型該当性確認 ※技術を提供する取引の場合のみ

技術を提供する取引（公知の技術を提供する取引又は技術を公知するために当該技術を提供する取引を除く）に際しては、共有されたリストをチェックし、予め提供相手の特定類型該当性を確認してください。リストは、別途輸出管理事務局から専任教職員に共有されます。

指揮命令下でない者（例：大学院生・留学生）については特定類型該当性に関する確認が済んでいること及び特定類型該当者か否かを、指揮命令下にある者（例：専任教員、研究助手、RA等）については特定類型該当性に関する誓約が済んでいること及び特定類型該当者か否かを、確認してください（確認・誓約済でない者は特定類型に該当する蓋然性が排除できていません。）。

特定類型該当者への技術の提供は輸出とみなされますので、事前確認が必要です。

② 事前確認

輸出管理が必要な取引については、まず事前確認で、取引審査の要否を確認します。こういった場合に輸出管理が必要かについては、「輸出管理事前確認実施手順」（p.21）を参照し、対応するチェックフローに従って手続きを行ってください。輸出管理上のおそれがなく取引審査が不要であると確認できた取引については、部局管理責任者による承認をもって取引可能となります。

事前確認の結果、取引審査の手続きが必要な場合、取引審査を申請していただきます。

③ 取引審査

事前確認の結果を踏まえて取引審査を行います。取引審査では、当該取引において提供される技術又は輸出される貨物が、リスト規制に該当するか否か（該非判定（p.13参照））、需要者等及び用途の安全保障上のおそれの有無について、取引審査票に詳細を記載します。

取引審査で、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が不要と判定されれば取引が可能となりますが、経済産業大臣の許可が必要と判定された場合、経済産業省への許可申請の手続きが必要になります。

④ 経済産業省への許可申請

経済産業省への許可申請は、統括責任者（学長）から経済産業大臣あてに行われます（実務上は輸出管理事務局が取り扱う）。経済産業省による許可申請の審査期間は、原則として90日以内とされていますので、かなりの時間的余裕を見しておく必要があります。経済産業省による審査の結果によっては、条件付き許可、又は不許可となる可能性もありますので、場合によっては、研究のスケジュールや内容を見直す必要があります。

上記の手続きを踏まえて許可された取引について、実際の取引の際には、許可を受けた内容と取引の内容が同一であることを確認することが求められています。

万が一、許可を受けた内容と取引の内容が同一でなかった場合には改めて上記の手続きが必要となります。

特定類型該当者の確認手続き

p.11 で紹介した「みなし輸出管理（特定類型アプローチ）」に対応するため、人の受入れの際の他、状況に変更の可能性がある際に、「特定類型該当者」かどうかを確認する必要があります。

東洋大学では以下の手続きにより、特定類型該当性の確認を行います。

(1) 提供者の指揮命令下でない場合（例：大学院生・留学生）

■ 特定類型該当性確認の取扱い

大学院生（留学生を含む）など、提供者の指揮命令下でない者の特定類型該当性については、「通常取得する書面に記載された情報から特定類型に該当することが明らか」な場合は特定類型該当者として扱うものの、通常取得する書面に記載された情報から明らかではない場合は特定類型非該当者として扱って構わないこととなっており、追加で確認を行うことも求められていません。

なお、特定類型該当性確認とは別に、留学生等については、必要に応じて外為法上の手続を行うことや、提供された技術情報の使用を民生用途に限る旨を内容とする誓約を取ることが、経産省により推奨されているため、機会に応じて、本学の安全保障輸出管理の定めを遵守することに同意のうえ、手続きを行っていただきます。

【東洋大学におけるみなし輸出管理等の対応】

対象者	特定類型該当性確認【必須】	遵守誓約【推奨】	事前確認【必須】:
学部生（国籍問わず）	原則対象外	原則対象外	原則対象外
大学院生（日本国籍）	要（契約書等に基づき確認）		
大学院生（外国籍） ※留学生を含む	※白山の研究科及び社会福祉学 研究科・ライフデザイン学研究科は 対象外	要同意（入学手続時等） ※白山の研究科及び社会福 祉学研究科・ライフデザ イン学研究科は対象外	要（研究室受入れ時） ※白山の研究科及び社会 福祉学研究科・ライフデザ イン学研究科は対象外
研修生			
研究生			

■ 安全保障輸出管理の定めを遵守する誓約手順

事前確認が必要となる外国籍の大学院生が、安全保障輸出管理の遵守に同意を求める対象となります。

(1) 同意時期・方法: 下記手続き時に、安全保障輸出管理の定めを遵守することに同意のうえ手続きさせる

- ・入学手続時: 大学院入学手続時
- ・修士・博士論文題目届出時: 入学後、修士・博士論文の題目を届出の際にも改めて
- ・修士・博士論文審査届出時: 修士・博士論文の審査を求めの際にも改めて

(2) 結果の共有

- ・同意が得られない場合、対象者への技術の提供等は慎重に取り扱ってください。

■ 特定類型該当性確認の実施手順

対象研究科の大学院生すべて（日本国籍含む）が、特定類型該当性確認の対象となります。

(1) 確認時期・方法: 大学院入学願書提出時（大学院入試・教務を担当する部局が確認）の他、随時

※「通常取得する書面に記載された情報から特定類型に該当することが明らか」なら特定類型該当者

(2) 確認できた特定類型該当者情報の共有:

- ・特定類型該当者と確認できた者の情報は、当該研究科内で共有いたします。
- ・特定類型該当者への技術の提供は、輸出とみなされますので、技術の提供の前に相手が特定類型該当者かどうか、共有されたリストの他「通常取得する書面」に基づき確認してください。特定類型該当者へ輸出管理が必要な技術を提供する場合は、所定の手続きに則って事前確認を行ってください。

(2) 提供者の指揮命令下にある場合(例:専任教員、研究助手、RA等)

■特定類型該当性確認の取扱い

専任教員など、本学と雇用関係にあり、提供者の指揮命令下にある者の特定類型該当性については、自己申告によって確認するとともに、指揮命令に服する期間中において新たに特定類型に該当することとなった場合に報告することを義務付ける必要があります。

また、特定類型該当性確認とは別に、採用時には、必要に応じて外為法上の手続を行うことや、当該技術情報の使用を民生用途に限る旨を内容とする誓約(遵守誓約)を取ることが、経産省ガイダンスにより推奨されているため、上記の自己申告の際に合わせて誓約していただきます。

なお、特定類型該当確認と遵守誓約は、雇用関係にある者のうち専任教員及び研究助手・研究支援者・RAを対象としますが、事前確認が必要となるのは対象者が外国人又は特定類型該当者の場合に限られます。

【東洋大学におけるみなし輸出管理等の対応】

雇用	対象者	特定類型該当性誓約・確認【必須】	遵守誓約【推奨】	事前確認【必須】(注)
雇用関係あり	専任教員	要誓約	特定類型該当性誓約と併せて誓約	外国人・特定類型該当者は要
	研究助手・研究支援者・RA			
	専任職員 (特別嘱託・特任職員を含む)	原則対象外	原則対象外	原則対象外
	常勤嘱託・非常勤嘱託			
	非常勤講師・TA			
アルバイト				
なし	客員教授	契約書等に基づき確認	外国人・特定類型該当者は要	外国人・特定類型該当者は要
	客員研究員			
	派遣職員	管理対象外	原則対象外	原則対象外

(注) この表での事前確認要否は、対象者を取引の相手とする場合(例:雇用・委嘱)です。対象者が輸出管理が必要な取引の主体(貨物の輸出者又は技術の提供者)となる場合は、事前確認等の手続きが必要となります。

■特定類型該当性確認の実施手順:【雇用関係あり→誓約、雇用関係なし→確認】

(1)誓約時期・方法:別途ご案内する指定のフォームにて回答いただきます。

- ・2026年4月1日時点在籍者:輸出管理事務局・部局管理責任者からの案内に従いご誓約ください。
- ・2026年4月1日以降の新規雇用者:エントリーシート等提出時及び雇用契約時

(2)誓約対象:専任教員、研究助手・研究支援者・RAについては全員誓約を必要としますが、その他の者については、当面の間対象外といたします。

(3)誓約結果の共有

- ・誓約の状況は、専任教職員が確認できるようリストにして共有いたします。本学と雇用関係にある者に輸出管理が必要な技術の提供をする際は、提供相手の特定類型該当性誓約状況を事前に確認してください。但し、特定類型①又は②に該当する方の情報は表示されませんので、技術を提供しようとする相手の名前がリストにない場合は、相手方に誓約状況をご確認ください。
- ・特定類型該当者への技術の提供は、輸出とみなされますので、技術の提供の前に相手が特定類型該当者かどうか、共有されたリストに基づき確認してください。特定類型該当者へ技術を提供する場合は、事前確認を行ってください。
- ・本学と雇用関係にある者のうち特定類型に該当しない旨の誓約をしていない者は、特定類型に該当する蓋然性が排除されてはいないことから、経産省大臣の許可が必要な技術を当該者に対して提供した場合は、罰則又は行政罰の対象になる可能性がありますのでご注意ください。

輸出管理事前確認実施手順

取引の内容に応じて取引区分を選択し、対応するチェックフローで事前確認を行ってください。

No.	取引区分	事前確認者	事前確認申請書類
A. 外国へ行く →外国渡航に際してのチェックフロー (p.22) 参照			
①	短期海外研究(申請書)	外国へ渡航する教員	短期海外研究申請書 (p.23)
②	短期海外研究(出張なび)		出張なびの出張申請書の備考欄に回答を記入 (p.23)
③	海外特別研究		海外特別研究に伴う輸出管理事前確認シート
④	交換研究員としての渡航	交換研究員としての派遣申請者	交換研究員申請書
B. 外国との取引→外国取引に際してのチェックフロー (p.24)			
⑤	共同研究・受託研究・MTA・NDA等各種契約	外国法人等と契約をする研究代表者	外国取引・輸出に伴う輸出管理事前確認シート (p.25)
⑥	外国への貨物・資料・試料の送付	外国へ貨物、研究に関する資料・試料を送付する教員	
C. 外国人・特定類型該当者を受入れる→外国人・特定類型該当者の受入れ・技術提供に際してのチェックフロー (p.26)			
⑦	海外から研究者を招聘する	海外から研究者を招聘する教員	海外研究者招聘申請書
⑧	海外からの研究員受入制度	海外からの研究員を受入れる教員	海外からの研究員受入承諾書
⑨	外国人(留学生等含む)又は特定類型該当者を受入れる	外国人又は特定類型該当者を受け入れる教員 ※白山の研究科及び社会福祉学研究科・ライフデザイン学研究科は対象外	外国人(留学生等含む)・特定類型該当者の受入れ・技術提供に伴う輸出管理事前確認シート (p.27)
⑩	外国人・特定類型該当の客員教授・研究員・客員研究員・奨励研究員等の受入れ	外国人・特定類型該当の客員教授・研究員・客員研究員・奨励研究員等を受入れる学部・研究科・研究所・センター等の長	
⑪	短期海外招聘教授制度	短期海外招聘教授制度により外国から教員を受け入れる教員	
⑫	外国からの来客対応	外国からの来客を受入れる教員	
⑬	特定類型該当者への技術提供	特定類型該当者へ技術を提供する研究者	
D. 外国人・特定類型該当者を雇用する →外国人・特定類型該当者の雇用に際してのチェックフロー (p.28)			
⑭	外国人・特定類型該当の専任教員の雇用	外国人・特定類型該当の専任教員を雇用する学部・研究科の長	外国人・特定類型該当者雇用に伴う輸出管理事前確認シート(p.29)
⑮	外国人・特定類型該当の研究助手の雇用	外国人・特定類型該当の研究助手を雇用する研究代表者	研究助手雇用申請書 (p.30)
⑯	外国人・特定類型該当の研究支援者・RAの雇用	外国人・特定類型該当の研究支援者・RAを雇用する研究代表者	研究支援者／リサーチ・アシスタント(RA)雇用申請書
E. 人・貨物の移動を伴わない技術の提供等 →外国・特定類型該当者への技術提供(論文投稿・E-mail・オンライン会議等)に際してのセルフチェックフロー (p.31)			
⑰	論文を投稿する	外国への論文の投稿、E-Mail、オンラインで行われる会議等でのやり取りを行おうとする教員	チェックフローに基づき各自でセルフチェックの上、必要に応じて取引審査票提出
⑱	E-mailでのやり取り		
⑲	オンライン会議等参加		

外国渡航に際してのチェックフロー

外国への渡航に際し、渡航先や渡航先での打ち合わせ相手を含む需要者等について、事前確認してください。
 ※需要者等: 技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人

	項目	判定	チェック結果
技術	①出張者の研究分野は、人文社会系である。 ※但し、自然科学系の先進的な技術を利用する場合は「②」に進む ↓いいえ	はい→	①人文社会系研究
	②本海外研究において、提供する技術(情報)は全て公知のものである。 ↓いいえ	はい→	②公知
	③不特定多数が参加可能な学会発表や展示会など、技術を公表するための海外研究である。 ※但し、学会等とは別に非公開の打合せを予定している場合は「④」に進む ↓いいえ	はい→	③公表
	④提供する技術は、「リスト規制一覧」の項目のいずれにも当てはまらない。 ↓いいえ	はい→	④規制対象外
	⑤提供する技術は、「リスト規制一覧」の項目のいずれかに当てはまる。	はい→	⑤要取引審査 ※添付: 取引審査票
貨物	⑥本海外研究において、研究機器や試料等貨物を輸出する予定はない。 ※出張者のみが使用する市販のPC、スマートフォン等はリスト規制対象外 ↓いいえ	はい→	⑥規制貨物なし
	⑦輸出する貨物は、「リスト規制一覧」の項目のいずれにも当てはまらない。 ↓いいえ	はい→	⑦規制対象外
	⑧輸出する貨物は、「リスト規制一覧」の項目のいずれかに当てはまる。	はい→	⑧要取引審査 ※添付: 取引審査票
キャッチオール	⑨需要者等は、いずれもグループAである。 ↓いいえ	はい→	⑨グループA
	⑩需要者等は、懸念国若しくは国連武器禁輸国の組織又は外国ユーザーリスト掲載組織、又はこれらの所属者若しくは委託を受けた者である。 ↓いいえ	はい→	⑩需要者懸念あり ※添付: 取引審査票
	⑪需要者等は、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者若しくは委託を受けた者である。 ↓いいえ	はい→	⑪軍関係 ※添付: 取引審査票
	⑫需要者等は、米国再輸出規制に係る統合スクリーニングリスト(OSL)に掲載されている組織、又はこれらの所属者若しくは委託を受けた者である。	はい→	⑫米国再輸出規制 ※添付: 取引審査票
	⑬需要者等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う若しくは行った等の情報がある。 ↓いいえ	はい→	⑬懸念情報あり ※添付: 取引審査票
	⑭需要者等が、大量破壊兵器等(別表行為を含む)又は通常兵器の開発等に関与する旨、入手した文書等に記載・記録されている、又はその旨の連絡(発言含む)があった。 ↓いいえ	はい→	⑭用途懸念あり ※添付: 取引審査票
	⑮取引の内容や提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。 ↓いいえ	はい→	⑮不審点あり ※添付: 取引審査票
	⑯上記⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮に該当しない。	はい→	⑯キャッチオール懸念なし

⇒上記のチェックフローのチェック結果を、「短期海外研究申請書」、「出張申請書(出張なび)」、「海外特別研究に伴う輸出管理事前確認シート」、「交換研究員申請書」にて回答のうえ、必要に応じて書類を添付し、担当部署に提出

短期海外研究申請書（サンプル）

No. _____		短期海外研究申請書			申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
東洋大学長殿 学内諸規程を遵守の上、下記の通り申請いたします。						
申請者:所属	_____	学部 研究科	_____	学科 専攻	身分	氏名 _____
出張者:所属	_____	学部 研究科	_____	学科 専攻	身分	氏名 _____
出張期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日		泊（機中泊除く）		日 ※詳細は別紙日程表参照	
渡航国	_____					
用務先	_____					
区分	選択式					
学生引率	□あり ⇒ 学生 _____ 名			学生経費: 自己負担・その他(_____)		
出張目的	_____					
期間中の措置 (授業・委員会等)	授業	選択式	措置:			
	委員会	選択式				
	教授会	選択式				
輸出管理	確認結果	技術	①人文社会系研究	貨物	⑥規制貨物なし	キャッチオール
提出書類チェック	輸出管理の確認結果に応じて必要書類を添付してください(※がついている場合、取引審査票添付)。					
予算	詳細				経費総額	

追加資料の添付が必要な場合は「※」が付きます。

出張申請書(出張なび)（サンプル）

申請番号 : 4-1319W2000072

出張申請書						
決	_____	_____	_____	_____	_____	申請年月日
裁	_____	_____	_____	_____	_____	令和2年4月1日
以下のとおり出張申請いたします。						
所 属 名	_____			住所又は居所	白山 東京都文京区白山5-26-20	
職 名	(出張番号)			最終承認者	_____	
用 務	_____			_____	2年4月1日	から
備 考	_____			_____	2年4月8日	まで
<p>出張なびのシステム画面上の「出張申請書に記載する事項」の記載内容がこちらに表示されます。</p> <p>記載に当たっては①等の番号は省略してもかまいません。</p>						
<p>・出張期間中の措置(授業・委員会等)</p> <p>・輸出管理の確認結果 技術【①研究分野外】 貨物【⑥規制貨物なし】 キャッチオール【⑨グループA】</p>						
予算情報 : (予算単位・事業目的・予算件名・管理科目)						
①	予算コード	_____				
	予算名称	_____				
	予算コード	_____				

外国取引に際してのチェックフロー

外国との取引に際して、取引先・送付先を含む需要者等について、事前確認を行ってください。

※需要者等:技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人

	項目	判定	チェック結果
技術	①本取引に係る研究者の研究分野は、人文社会系である。 ※但し、自然科学系の先進的な技術を利用する場合は「②」に進む ↓いいえ	はい→	①人文社会系研究
	②提供する技術(情報)は全て公知のものである。 ↓いいえ	はい→	②公知
	③技術を公知にすることを目的とする取引である。 ↓いいえ	はい→	③公表
	④取引対象の技術は、「リスト規制一覧」の項目のいずれにも当てはまらない。 ↓いいえ	はい→	④規制対象外
	⑤取引対象の技術は、「リスト規制一覧」の項目のいずれかに当てはまる。	はい→	⑤要取引審査 ※添付:取引審査票
貨物	⑥貨物はない、又は輸出する貨物は研究機器や試料等貨物を含まない、 ※申請者のみが使用する市販のPC、スマートフォン等はリスト規制対象外 ↓いいえ	はい→	⑥規制貨物なし
	⑦輸出する貨物は、「リスト規制一覧」の項目のいずれにも当てはまらない。 ↓いいえ	はい→	⑦規制対象外
	⑧輸出する貨物は、「リスト規制一覧」の項目のいずれかに当てはまる。	はい→	⑧要取引審査 ※添付:取引審査票
キャッチオール	⑨需要者等は、いずれもグループAである。 ↓いいえ	はい→	⑨グループA
	⑩需要者等は、懸念国若しくは国連武器禁輸国の組織又は外国ユーザーリスト掲載組織、又はこれらの所属者若しくは委託を受けた者である。 ↓いいえ	はい→	⑩需要者懸念あり ※添付:取引審査票
	⑪需要者等は、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者若しくは委託を受けた者である。 ↓いいえ	はい→	⑪軍関係 ※添付:取引審査票
	⑫需要者等は、米国再輸出規制に係る統合スクリーニングリスト(CSL)に掲載されている組織、又はこれらの所属者若しくは委託を受けた者である。 ↓いいえ	はい→	⑫米国再輸出規制 ※添付:取引審査票
	⑬需要者等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う若しくは行った等の情報がある。 ↓いいえ	はい→	⑬懸念情報あり ※添付:取引審査票
	⑭需要者等が、大量破壊兵器等(別表行為を含む)又は通常兵器の開発等に関与する旨、入手した文書等に記載・記録されている、又はその旨の連絡(発言含む)があった。 ↓いいえ	はい→	⑭用途懸念あり ※添付:取引審査票
	⑮取引の内容や提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。 ↓いいえ	はい→	⑮不審点あり ※添付:取引審査票
	⑯上記⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮に該当しない。	はい→	⑯キャッチオール懸念なし

⇒上記のチェックフローのチェック結果を、「外国取引・輸出に伴う輸出管理事前確認シート」にて回答のうえ、必要に応じて書類を添付し、担当部署に提出

外国取引・輸出に伴う輸出管理事前確認シート（サンプル）

外国取引・輸出に伴う輸出管理事前確認シート

No. _____ 申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

部局輸出管理責任者殿

東洋大学安全保障輸出管理規程等学内規程を遵守の上、外国との取引又は輸出について、下記の通り申請いたします。

申請者：所属 _____ 学部 研究科 _____ 学科 専攻 _____ 身分 _____ 氏名 _____ 印 _____

取引相手①

取引種別	1. 契約 2. 貨物の輸出 3. その他(_____)						
取引予定期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日						
取引先名	_____						
仕向地 (国・地域)	_____						
取引する技術・貨物の概要	_____						
取引先の用途	_____						
輸出管理	確認結果	技術	①人文社会系研究	貨物	⑥規制貨物なし	キャッチオール	⑩需要者懸念あり※
提出書類確認	輸出管理の確認結果に応じて必要書類を添付してください(※がついている場合、取引審査票添付)。						

追加資料の添付が必要な場合は「※」が付きます。

取引相手②

取引種別	1. 契約 2. 貨物の輸出 3. 特定類型該当者への技術提供 4. その他(_____)						
取引予定期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日						
取引先名	_____						
仕向地 (国・地域)	_____						
取引する技術・貨物の概要	_____						
取引先の用途	_____						
輸出管理	確認結果	技術	リストから選択	貨物	リストから選択	キャッチオール	リストから選択
提出書類確認	輸出管理の確認結果に応じて必要書類を添付してください(※がついている場合、取引審査票添付)。						

以下、事務局記載

部局管理責任者	担当課課長	担当者							

※部局輸出管理責任者(当該取引に係る事務を所管する部局の部長職(当該部局に事務部長を置く場合は事務部長))が押印していること、必要書類が添付されていることを確認してください。

外国人・特定類型該当者の受入れ・技術提供に際してのチェックフロー

受入・技術提供に際して、受入れ・技術提供相手が外国人又は特定類型該当者に該当するか否かを確認のうえ、該当する場合は需要者等について事前確認を行ってください。

※需要者等：技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人

	項目	判定	チェック結果
技術	①受入れ・技術提供側の研究室・教員の研究分野は、人文社会系である。 ※但し、自然科学系の先進的な技術を利用する場合は「②」に進む ↓いいえ	はい→	①人文社会系研究
	②提供する技術（情報）は全て公知のものである。 ↓いいえ	はい→	②公知
	③提供する技術は、「リスト規制一覧」の項目のいずれにも当てはまらない。 ↓いいえ	はい→	③規制対象外
	④提供する技術は、「リスト規制一覧」の項目のいずれかに当てはまる。	はい→	④要取引審査 ※添付：取引審査票
貨物	⑤貨物の輸出はない。	はい→	⑤貨物なし
キャッチオール	⑥需要者等の出身国・経歴は、いずれもグループAである。 ↓いいえ	はい→	⑥グループA
	⑦需要者等は、懸念国若しくは国連武器禁輸国の組織又は外国ユーザーリスト掲載機関の所属経歴・予定・希望がある、若しくは委託を受けた者である。 ↓いいえ	はい→	⑦需要者懸念あり ※添付：取引審査票
	⑧需要者等は、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関の所属経歴・予定・希望がある、若しくは委託を受けた者である。 ↓いいえ	はい→	⑧軍関係 ※添付：取引審査票
	⑨需要者等は、米国再輸出規制に係る統合スクリーニングリスト(CSL)に掲載されている組織の所属経歴・予定・希望がある、若しくは委託を受けた者である。 ↓いいえ	はい→	⑨米国再輸出規制 ※添付：取引審査票
	⑩需要者等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う若しくは行った等の情報がある。 ↓いいえ	はい→	⑩懸念情報あり ※添付：取引審査票
	⑪需要者等が、大量破壊兵器等（別表行為を含む）又は通常兵器の開発等に関与する旨、入手した文書等に記載・記録されている、又はその旨の連絡（発言含む）があった。 ↓いいえ	はい→	⑪用途懸念あり ※添付：取引審査票
	⑫取引の内容や提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。 ↓いいえ	はい→	⑫不審点あり ※添付：取引審査票
	⑬上記⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫に該当しない	はい→	⑬キャッチオール懸念なし

⇒上記のチェックフローのチェック結果を、「海外研究者招聘申請書」、「海外からの研究員受入承諾書」、「外国人（留学生等含む）・特定類型該当者の受入・技術提供に伴う輸出管理事前確認シート」にて回答のうえ、必要に応じて書類を添付し、担当部署に提出

外国人(留学生等含む)・特定類型該当者の受入・技術提供に伴う輸出管理事前確認シート (サンプル)

外国人(留学生等含む)・特定類型該当者の受入れ・技術提供に伴う輸出管理事前確認シート

No. _____ 申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

部局輸出管理責任者殿
 安全保障輸出管理規程等学内規程を遵守の上、外国人・特定類型該当者の受入れ・技術提供について、下記の通り申請します。

申請者: 所属 _____ 学部 _____ 学科 _____ 研究科 _____ 専攻 _____ 身分 _____ 氏名 _____ 印 _____

申請者の研究分野	
受入・技術提供の目的	
申請者の提供予定技術の概要	

受入・技術提供対象者①

受入期間提供時期	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日
受入・提供対象者氏名	
所属	
出身国(国籍)	
出身組織	

特定類型に該当するか否か、該当する場合は、外国政府等・外国法人等について記載してください。

特定類型該当性	特定類型	非該当	需要者・技術利用者	特定類型に該当する場合のみ記載
---------	------	-----	-----------	-----------------

受入対象者の研究計画

輸出管理確認結果	技術	①人文社会系研究	貨物	⑤貨物なし	キャッチオール	⑦需要者懸念あり※
提出書類確認	※輸出管理の確認結果に応じて必要書類を添付してください。(※がついている場合、取引審査票添付)					

追加資料の添付が必要な場合は「※」が付きます。

受入・技術提供対象者②

受入期間提供時期	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日
受入・提供対象者氏名	
所属	
出身国(国籍)	
出身組織	

特定類型該当性	特定類型	リストから選択	需要者・技術利用者
---------	------	---------	-----------

受入対象者の研究計画

輸出管理確認結果	技術	リストから選択	貨物	⑤貨物なし	キャッチオール	リストから選択
提出書類確認	※輸出管理の確認結果に応じて必要書類を添付してください。(※がついている場合、取引審査票添付)。					

以下、事務局記載

部局管理責任者	担当課課長	担当者							

※部局管理責任者(当該取引に係る事務を所管する部局の部長職(当該部局に事務部長を置く場合は事務部長))が押印していること、必要書類が添付されていることを確認してください。

外国人・特定類型該当者雇用に際してのチェックフロー

雇用に際して、雇用候補者が外国人又は特定類型該当者に該当するか否かを確認のうえ、該当する場合は需要者等について事前確認を行ってください。

※需要者等：技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人

	項目	判定	チェック結果
技術	①雇用候補者の研究分野は、人文社会系である。 ※但し、自然科学系の先進的な技術を利用する場合は「②」に進む ↓いいえ	はい→	①人文社会系研究
	②雇用候補者に対して提供する技術(情報)は全て公知のものである。 ↓いいえ	はい→	②公知
	③提供する技術は、「リスト規制一覧」の項目のいずれにも当てはまらない。 ↓いいえ	はい→	③規制対象外
	④提供する技術は、「リスト規制一覧」の項目のいずれかに当てはまる。	はい→	④要取引審査 ※添付：取引審査票
貨物	⑤貨物の輸出はない。	はい→	⑤貨物なし
キャッチオール	⑥需要者等の出身国・経歴は、いずれもグループAである。 ↓いいえ	はい→	⑥グループA
	⑦需要者等は、懸念国若しくは国連武器禁輸国の組織又は外国ユーザーリスト掲載機関の所属経歴・予定・希望がある、若しくは委託を受けた者である。 ↓いいえ	はい→	⑦需要者懸念あり ※添付：取引審査票
	⑧需要者等は、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関の所属経歴・予定・希望がある、若しくは委託を受けた者である。 ↓いいえ	はい→	⑧軍関係 ※添付：取引審査票
	⑨需要者等は、米国再輸出規制に係る統合スクリーニングリスト(CSL)に掲載されている組織の所属経歴・予定・希望がある、若しくは委託を受けた者である。 ↓いいえ	はい→	⑨米国再輸出規制 ※添付：取引審査票
	⑩需要者等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う若しくは行った等の情報がある。 ↓いいえ	はい→	⑩懸念情報あり ※添付：取引審査票
	⑪需要者等が、大量破壊兵器等(別表行為を含む)又は通常兵器の開発等に関与する旨、入手した文書等に記載・記録されている、又はその旨の連絡(発言含む)があった。 ↓いいえ	はい→	⑪用途懸念あり ※添付：取引審査票
	⑫取引の内容や提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。 ↓いいえ	はい→	⑫不審点あり ※添付：取引審査票
	⑬上記⑦⑧⑨⑩⑪⑫に該当しない	はい→	⑬キャッチオール懸念なし

⇒上記のチェックフローのチェック結果を、「外国人・特定類型該当者雇用に伴う輸出管理事前確認シート」、「研究助手雇用申請書」、「研究支援者／リサーチ・アシスタント(RA)雇用申請書」にて回答のうえ、必要に応じて書類を添付し、担当部署に提出

外国人・特定類型該当者雇用に伴う輸出管理事前確認シート（サンプル）

外国人・特定類型該当者雇用に伴う輸出管理事前確認シート

No. _____ 申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

部局輸出管理責任者殿
東洋大学安全保障輸出管理規程等学内規程を遵守の上、外国人又は特定類型該当者の雇用について、下記の通り申請します。

申請者：所属 _____ 学部 _____ 研究科 _____ 学科 _____ 専攻 _____ 身分 _____ 氏名 _____ 印 _____

雇用対象者①

区分	1. 専任教員 2. その他(_____)	
雇用期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日	
雇用対象者氏名	_____	
所属予定	_____	
出身国(国籍)	_____	
出身組織	_____	
特定類型該当性	特定類型 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/>	需要者・技術利用者 <input type="checkbox"/> 特定類型に該当する場合のみ記載
研究分野	_____	
研究計画又は主な論文(数本)	_____	
提供予定技術の有無	有 <input type="checkbox"/> (_____)	無 <input type="checkbox"/>
輸出管理確認結果	技術 <input type="checkbox"/> ①人文社会系研究 <input type="checkbox"/> 貨物 <input type="checkbox"/> ⑤貨物なし <input type="checkbox"/> キャッチオール <input type="checkbox"/>	⑦需要者懸念あり※ <input type="checkbox"/>
提出書類確認	※輸出管理の確認結果に応じて必要書類を添付してください。(※がついている場合、取引審査票添付)	

特定類型に該当するか否か、該当する場合は、外国政府等・外国法人等について記載してください。

雇用対象者②

区分	1. 専任教員 2. その他(_____)	
雇用期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日	
雇用対象者氏名	_____	
出身国(国籍)	_____	
出身組織	_____	
特定類型該当性	特定類型 <input type="checkbox"/> リストから選択 <input type="checkbox"/>	需要者・技術利用者 <input type="checkbox"/> 特定類型に該当する場合のみ記載
研究分野	_____	
研究計画又は主な論文(数本)	_____	
提供予定技術の有無	有 <input type="checkbox"/> (_____)	無 <input type="checkbox"/>
輸出管理確認結果	技術 <input type="checkbox"/> リストから選択 <input type="checkbox"/> 貨物 <input type="checkbox"/> ⑤貨物なし <input type="checkbox"/> キャッチオール <input type="checkbox"/>	リストから選択 <input type="checkbox"/>
提出書類確認	※輸出管理の確認結果に応じて必要書類を添付してください。(※がついている場合、取引審査票添付)	

追加資料の添付が必要な場合は「※」が付きます。

以下、事務局記載

部局管理責任者	担当課課長	担当者							

※部局管理責任者(当該取引に係る事務を所管する部局の部長職(当該部局に事務部長を置く場合は事務部長))が押印していること、必要書類が添付されていることを確認してください。

研究助手雇用申請書（サンプル）

_____年 月 日

東洋大学長 殿

研究代表者所属・氏名 _____ 学部・ _____ ②

2026年度 研究助手雇用申請書

【研究費名. 1.東洋大科研費・ 2.他機関科研費分担金・ 3. その他. _____】

下記の事由により、研究助手を採用いたしたく、申請いたします。

記

種別	研究助手
フリガナ	
氏名	
最終学歴・所属	_____大学 _____研究科 博士後期課程（ 修了 ・ 単位取得満期退学 ） ※雇用開始の予定日時点の所属を記載してください。 学位取得年月日(_____年 _____月 _____日)
連絡先	携帯電話番号： E-mail：
雇用目的	

特定類型に該当するか否か、該当する場合は、外国政府等・外国法人等について記載してください。

特定類型該当性	特定類型	非該当	需要者・技術利用者	特定類型に該当する場合のみ記載
---------	------	-----	-----------	-----------------

以下は採用候補者が外国人（永住者・特別永住者は除く）又は特定類型該当者の場合のみ記入してください。

出身国（国籍）				
輸出管理事前確認	技術	①人文社会系研究	貨物	⑤規制貨物なし
	キャッチオール	⑦需要者懸念あり※	書類確認	確認結果に応じて必要書類を添付してください。 ※がついている場合、取引審査票添付
	部局輸出管理責任者（当該取引に係る事務を行う部局の部長職（当該部局に事務部長を置く場合は事務部長）） ※部局輸出管理責任者であることを確認してください。			印

- ◇ 雇用期間は一年以内とする(更新可)。
- ◇ 勤務日は、週3日21時間以上とする。。
- ◇ 本書に履歴書※人事システムより出力したもの（A4用紙）を添付してください。

追加資料の添付が必要な場合は「※」が付きます。

外国・特定類型該当者への技術提供（論文投稿・E-mail・オンライン会議等）に際してのセルフチェックフロー

技術提供に際して、需要者等が外国法人等若しくは外国政府等又は外国人若しくは特定類型該当者に該当するか否かを確認のうえ、該当する場合は事前確認を行ってください。

※需要者等：技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人

	項目	判定	チェック結果
技術	①本取引に係る研究者の研究分野は、人文社会系である。 ※但し、自然科学系の先進的な技術を利用する場合は「②」に進む ↓いいえ	はい→	①人文社会系研究
	②本取引において、提供する技術（情報）は全て公知のものである。 ↓いいえ	はい→	②公知
	③不特定多数が閲覧可能な雑誌等への投稿や、不特定多数が参加可能なオンライン会議など、技術を公知にすることを目的とする取引である。 ↓いいえ	はい→	③公表
	④提供する技術は、「リスト規制一覧」の項目のいずれにも当てはまらない。 ↓いいえ	はい→	④規制対象外
	⑤提供する技術は、「リスト規制一覧」の項目のいずれかに当てはまる。	はい→	⑤要取引審査 ※要提出：取引審査票
貨物	⑥貨物の輸出はない。	はい→	⑥貨物なし
キャッチオール	⑦需要者等は、いずれもグループAである。 ↓いいえ	はい→	⑦グループA
	⑧需要者等は、懸念国若しくは国連武器禁輸国の組織又は外国ユーザーリスト掲載機関、又はこれらの所属者若しくは委託を受けた者である。 ↓いいえ	はい→	⑧需要者懸念あり ※要提出：取引審査票
	⑨需要者等は、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者若しくは委託を受けた者である。 ↓いいえ	はい→	⑨軍関係 ※要提出：取引審査票
	⑩需要者等は、米国再輸出規制に係る統合スクリーニングリスト(CSL)に掲載されている組織、又はこれらの所属者若しくは委託を受けた者である。 ↓いいえ		⑩米国再輸出規制 ※添付：取引審査票
	⑪需要者等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う若しくは行った等の情報がある。 ↓いいえ	はい→	⑪懸念情報あり ※添付：取引審査票
	⑫需要者等が、大量破壊兵器等（別表行為を含む）又は通常兵器の開発等に関与する旨、入手した文書等に記載・記録されている、又はその旨の連絡（発言含む）があった。 ↓いいえ	はい→	⑫用途懸念あり ※要提出：取引審査票
	⑬取引の内容や提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。 ↓いいえ	はい→	⑬不審点あり ※添付：取引審査票
	⑭上記⑧⑨⑩⑪⑫⑬に該当しない。	はい→	⑭キャッチオール懸念なし

⇒上記のチェックフローのチェック結果に基づき、取引審査票の提出が必要な場合は、別途取引審査票を作成の上、所属部局の部局管理責任者の部署に提出

法令・関連リンク・資料等

■ 関係法令

■ 外為法: 外国為替および外国貿易法
・安全保障輸出管理の根拠法

■ 輸出令: 輸出貿易管理令
・外為法を根拠として、貨物の輸出に関して許可が必要な場合や対象の貨物を定める

■ 外為令: 外国為替令
・外為法を根拠として、技術の輸出に関して許可が必要な場合や対象の技術を定める

■ 貨物等省令: 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規程に基づき貨物又は技術を定める省令
・輸出令及び外為令で規制される貨物・技術の具体的なスペックを定める

■ 一般財団法人 安全保障貿易情報センター (CISTEC)

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

・企業等の自主輸出管理を促進する民間の非営利総合推進機関
輸出管理に関する法令情報の最新の情報の他、安全保障輸出管理に関する各種情報を紹介。

■ 経済産業省 安全保障貿易管理

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>

・経済産業省による安全保障貿易管理に関するWEBサイト
輸出管理に関する法令情報の最新の情報の他、安全保障輸出管理に関する各種情報を紹介。

■ 貨物・技術のマトリクス https://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html

■ 関係法令 <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law00.html>

■ Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>

■ 東洋大学 輸出管理事務局

■ WEB サイト <https://www.toyo.ac.jp/research/industry-government/ciit/export/>

安全保障輸出管理に関するお問い合わせ

東洋大学 輸出管理事務局: 研究推進部産官学連携推進課

E-mail: ml-chizai@toyo.jp

TEL: 03-3945-7564